

Inter alia...



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

インターエイリア・2018年9月号・配付先限定ニュースレター

AZB & PARTNERS 法律事務所

本号の内容

PAGE

- 2 : 企業および SCRA
- 2 : 外国為替
- 3 : 資本市場
- 5 : 銀行業務および金融
- 5 : インフラ
- 7 : 通信
- 8 : メディア
- 8 : 税金
- 9 : 知的財産
- 9 : 訴訟
- 11 : その他

Inter alia... は、特定のご依頼人や関係者の皆様へ法律に関する最新情報をお届けするため AZB & Partners が 3か月ごとに発行しているニュースレターです。各号には、インフラ、外国人投資家による直接投資、証券取引法、為替の管理や規制、会社法、メディアや娯楽、知的財産、ならびに銀行業務などといった重要な領域における法律の整備状況に関する最新情報の概要を記載しています。各号の内容は、皆様にとって有益で役立つ情報ばかりですので、是非ご活用ください。またご質問やご意見がございましたら、電子メール editor.interalia@azbpartners.com にてご連絡頂くか、AZB & Partners までお電話ください。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

ムンバイ MUMBAI : AZB House | Peninsula Corporate Park | Ganpatrao Kadam Marg | Lower Parel | Mumbai 400013 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 66396888 | EMAIL mumbai@azbpartners.com

ムンバイ MUMBAI : Sakhar Bhavan | 4th Floor | Nariman Point | Mumbai 400021 | India | TEL +91 22 66396880 | FAX +91 22 49100699 | EMAIL disputeresolution.mumbai@azbpartners.com

デリー DELHI : AZB House | Plot No. A8 | Sector 4 | Noida 201301 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 120 4179999 | FAX +91 120 4179900 | EMAIL delhi@azbpartners.com

グルガオン GURGAON : Unitech Cyber Park | 602 Tower-B | 6th floor | Sector 39 | Gurgaon 122001 | National Capital Region Delhi | India | TEL +91 124 4200296 | FAX +91 124 4038310 | EMAIL gurgaon@azbpartners.com

バンガロール BANGALORE : Embassy Icon | 7th Floor | Infantry Road | Bangalore 560001 | India | TEL +91 80 42400500 | FAX +91 80 22213947 | EMAIL bangalore@azbpartners.com

プネー PUNE : Onyx Towers | 1101-B | 11th floor | North Main Road | Koregaon Park | Pune 411001 | India | TEL +91 20 67256666 | FAX +91 20 67256600 | EMAIL pune@azbpartners.com



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

企業 および SCRA

❖ 2017年インド共和国(改正)会社法の一定条項の適用開始

❖ インド共和国政府企業省(以下「MCA」といいます)は、2013年インド共和国会社法(以下「**本件会社法**」)といいますが、2017年インド共和国(改正)会社法の一定条項を随時公示しています。MCAが最近実施した、2018年7月5日、2018年7月31日、2018年8月7日および2018年9月12日付の公示に従い、本件会社法の条項42(有価証券の私募に関する条項)、条項73および74(会社による預り金の受取りに関する条項)、ならびに条項197(経営陣への報酬について取り扱っている条項)が改正されました。詳しくは、改正会社法の詳細がまとめられている2018年4月9日付のクライアント・アップデート(<https://www.azbpartners.com/bank/the-companies-amendment-act-2017/>)に掲載)や、2018年5月7日付の公示をもって適用が始まった改正会社法の一定条項についてまとめられているInter Alia... 2018年6月号(<https://www.azbpartners.com/bank/commencement-of-certain-provisions-of-the-companies-amendment-act-2017/>)に掲載)をご覧ください。

MCAの2018年9月19日付の公示に従い、本件会社法の条項135が改正され、企業の社会的責任(以下「**CSR**」)といいますが)推進委員会設置基準が満たされているかどうか判定する際には、「直前の営業年度」における純資産/売上高/純利益を検討しなければならない旨が明確にされました。さらに、CSR推進委員会には少なくとも1名の社外取締役を置く必要があるという要件が緩和され、本件会社の条項149(4)に基づき社外取締役を置く必要のない会社は、そのCSR推進委員会にも社外取締役を置く必要はなく、代わりに、2名以上の取締役を当該委員会に置く必要があると定められました。

❖ インド共和国国家財務報告監督機関の設置

❖ MCAの2018年10月1日付の公示に従い、本件会社法の条項132(1)および条項132(12)が公示され、2018年10月1日に、インド共和国国家財務報告監督機関(以下「**NFRA**」)といいますが)が、その本部所在地であるニューデリーに設置されました。NFRAは、本件会社法に基づき会計および監査基準に関する問題に対応する機関として設置されました。条項132の、NFRAの管理、機能および法的権限について定めている他の従属条項はまだ公示されない予定ですのでご注意ください。

❖ 未上場公開会社による無券面状態での有価証券の発行

❖ MCAは、2018年9月10日付の公示をもって、未上場公開会社が、発行する有価証券に関して従うべき条件を定めている規則9Aを、2014年インド共和国会社法施行規則「有価証券の目論見書および割当て」(以下「**目論見書等に関する規則**」)といいますが)に盛り込みました。具体的には、以下のようないくつかの主要な条件を盛り込みました。

- i. 有価証券は、無券面の状態で発効する必要があるが、会社は、既存のすべての有価証券について無券面化を促進する必要があります。
- ii. 未上場公開会社の発起人等、取締役および主要経営陣が保有している有価証券は、有価証券の発行もしくは買戻し、無償株式の発行またはライツ・イシューのための募集を実施する前に無券面化する必要があります。
- iii. 2018年10月2日以降に移転されることになっている有価証券は、移転前に無券面化する必要があるが、同日以降の引受け分については、該当する有価証券を無券面の状態で引受け人に割り当てる必要があります。
- iv. 会社が、株式の無券面化に関する規則、指示などに従っていない状態で、新しい有価証券を発行する、既存の有価証券を買い戻す、無償株式を発行する、またはライツ・イシューを実施することは認められません。

❖ 最低公開株式比率の維持に関する条項の改正

❖ インド共和国政府財務省(経済庁)は、2018年7月24日付の公示をもって、1957年インド共和国有価証券契約規則の規則19を改正しました。この改正により、2016年インド共和国債務整理および破産等に関する法律の条項31に基づく整理計画の実施に従い、(i) 上場会社の公開株式比率が25%を下回る場合、当該会社は、3年以内に、当該比率を少なくとも25%まで引き上げる必要があり、(ii) 当該比率が10%を下回る場合、当該会社は、10%を下回った日から18か月以内に、当該比率を少なくとも10%まで引き上げる必要があると定められました。

外国為替

❖ 2017年インド共和国外国為替管理法施行規則「インド国外の居住者による有価証券の譲渡または発行」

❖ 最近公示されたシングル・マスター・フォームを使用する環境では対印投資の報告体系が変化することを踏まえ、インド共和国準備銀行(以下「**RBI**」)といいますが)は、2018年8月30日付の公示をもって、2017年外国為替管理法施行規則「インド国外の居住者による有価証券の譲渡または発行」を以下のように改正しました。



- i. **ARF:** 対印投資について事前報告フォーム (AFR) で報告することを求めている要件が撤廃されました。
- ii. **ダウストリーム投資の報告:** 改正前においては、インドの他社に間接対印投資する会社としてみなされるインドの投資会社は、(a) インド共和国政府商工省産業政策促進庁 (以下「DIPP」といいます) 産業支援事務課に対し当該投資について通知し、(b) 当該投資会社に対し資本調達商品が割り当てられていない場合であっても、当該投資の日から30日以内にダウストリーム投資 (DI) フォームを提出する必要がありました。しかし今回の改正により、当該インドの投資会社に加え、インドの被投資会社に間接対印投資する会社としてみなされるダウストリーム投資ピークルも、当該投資の日から30日以内に当該投資についてDIPPに報告しなければならないこととなりました。また前述のインドの投資会社および投資ピークルは、資本調達商品の割当てを受けた日から30日以内にDIを提出しなければならないこととなりました。
- iii. **InViフォーム:** インド国外の居住者に対し持分を発行している投資ピークル¹ は、当該発行の日から30日以内にInViフォームを提出する必要があります。

資本市場

❖ インド共和国証券取引委員会 (以下「SEBI」といいます) は、2018年6月15日付の通達をもって、対印間接ポートフォリオ投資家 (以下「FPI」といいます) による政府証券 (以下「G-Secs」といいます) および州政府債 (以下「SDLs」といいます) への投資は満期までの残存期間が最低でも3年の証券への投資に限られるという制限を撤廃し、FPIは、短期投資に関する一定の条件を満たせば、満期までの残存期間が最低でも1年超の社債に投資できることとしました。さらにSEBIは、今回の通達をもって、2014年10月9日付のSEBI通達に明示したとおり、ボンベイ証券取引所 (以下「BSE」といいます) およびインド国立証券取引所が実施している入札手続を廃止しました。また今回の通達には、かつて要求されたとおりG-SecsおよびSDLs全般の監視は証券保管振替機関ではなくクリアリング・コーポレーション・オブ・インディア・リミテッドが実施する旨と、FPIの社債投資に適用される要件 (集中限度、社債投資限度、準備中の社債投資、一部払込済の金融商品および債務不履行時の法的措置に関する要件を含む) の改正も定められました。これらの変更は、2018年6月15日付のRBI A.P. (DIRシリーズ) 通達第31号「対印間接ポートフォリオ投資家による債券投資の見直し」に従い実施されるものです。

❖ 2018年7月13日に、SEBIは、発行市場発行の場合にFPIに適用される投資限度の監視に関する通達を公表しました。2014年SEBI規則「対印間接ポートフォリオ投資家」(以下「FPIに関する規則」といいます) に基づき、単一のFPIまたは投資家集団 (最終的な受益所有者が同一の事業体を含む) は、ある会社の発行済資本合計の9.99%超を取得できません。

SEBIは、かつて公表したFAQにおいて、指定証券保管振替機関参加者 (以下「DDP」といいます) は、投資家集団を識別する場合、FPIに関する規則に定められている報告要件に基づきFPIが提供する詳細を入手する必要があり、証券保管振替機関は、DDPが提供する情報を元に投資家集団レベルで投資限度を監視する必要がある旨を明示しました。これらの要件の充足を確実にするため、SEBIは、登録機関および証券業務代行業者 (以下「RTA」といいます) に対し、発行市場発行に関する割当ての基礎を確定する際には、(i) 納税者番号を使用して単一の対印間接ポートフォリオ投資家の遵守状況を確認し、(ii) 発行手続期限までに、投資限度超過はないという確認を証券保管振替機関から得ることを義務付けました

❖ SEBIは、2018年8月3日付の通達をもって、サブローカーという仲介人カテゴリー (以下「サブローカー」といいます) を廃止しました。このためSEBIは、今後はサブローカーとして活動する自然人/法人に対する新たな登録の付与を実施せず、検討中の登録申請は差し戻すと通知しました。登録済のサブローカーは、2019年3月31日までに、授權仲介人および/または取引メンバーとして活動するための登録に移行することを選択できます。この移行を選択しないサブローカーは、既存の登録を放棄したものとみなされます。

❖ SEBIは、2018年8月10日付の通達をもって、適格発行業務代行人および株式移転代理人 (すなわちfolioが2億超の発行業務代行人および株式移転代理人で、以下においては「QRTA」という人) は、内部方針の枠組み、重要なリスク領域に関する定期的な報告、データ・セキュリティ対策、事業継続計画、ガバナンス

❖ 対印間接ポートフォリオ投資家による債券投資に関するSEBIの通達

❖ 発行市場発行証券に対するFPIの投資

❖ サブローカーと授權仲介人の役割比較

❖ 適格発行業務代行人および株式移転代理人による高度な監視

1 「投資ピークル」とは、インド共和国証券取引委員会または投資ピークル規制機関として指定されている他の機関が定めた関連規則に基づき登録および規制されている事業体であって、不動産投資信託 (REIT)、インフラ投資信託 (InvIt) およびオルタナティブ投資ファンド (AIF) を含む事業体をいいます。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ SEBIが、負債証券、非転換償還可能優先株式および証券化負債性金融商品の公募手を合理化

❖ ユナイテッド・スピリッツ有限責任会社の問題に関するSEBIの命令

構造、投資家に対する高度なサービスの提供に必要な措置、サービス基準、苦情解決の仕組み、リスクに備えるための保険などの導入および実施を通じて高度な監視要件を満たす必要があると公示しました。

このためQRTAは、リスク・マネジメント方針、事業継続計画、記録保管の方法、段階的縮小計画、データ・アクセスおよびデータ保護に関する方針、業務の完全性確保、拡張可能インフラ、取締役会／取締役会の各委員会による報告、投資家に対するサービスやその基準ならびにリスクに備えるための保険に関する側面を含む包括的な方針の枠組みを策定して取締役会の承認を受け、これを実施する必要があります。QRTAは、いずれも、公示から6か月以内にこの通達の内容に従う必要があります。またQRTAは、各暦四半期末から60日以内に遵守報告書を提出する必要があります。

❖ 2018年8月16日に、SEBIは、2008年SEBI規則「債券の発行および上場」、2015年SEBI規則「地方自治体による債券の発行および上場」、2013年SEBI規則「非転換償還可能優先株式の発行および上場」ならびに2008年SEBI規則「負債性金融商品の公募および上場」に基づき、負債証券、非転換償還可能優先株式（以下「NCRPS」といいます）および証券化負債性金融商品（以下「SDI」といいます）の発行に関する既存の手続を、発行体および投資家の双方にとってより容易かつ単純でコスト効果の高いものとするための通達を公示しました。今回の通達は、発行手続終了後から上場までに係る期間を（これまでの12営業日から）6営業日に減らすことを目的とするものです。今回の通達に関する他の主な内容は以下のとおりです。

- i. **応募フォームの提出**：公募に応募するには、どの投資家も、その払込金について払込金保留型応募制度を利用し、必要事項を入力したBid-Cum 応募フォームを自己証明済シンジケート銀行（以下「SCSB」といいます。払込金は、割当てが確定するまでこの銀行の口座に保留されます）または所定の仲介機関に提出する必要があります。
- ii. **SCSBや仲介機関の役割**：今回の通達には、これらの機関が実施すべき、投資家による応募の確認、電子入札システムにおける詳細のアップロード、およびSCSBの口座における払込額の保留に関する手続が定められています。
- iii. **証券取引所の役割**：証券取引所は、各入札日の終わりまでに、証券保管振替機関が有する、DPID、顧客IDおよび納税者番号の記録を用いて電子入札の詳細を検証し、不一致があれば、SCSBまたは仲介機関に通知して訂正および再提出を求める必要があります。また証券取引所は、投資家による応募状況の閲覧を容易にするシステムも開発する必要があります。

この通達の内容は、2018年10月1日以降に開始される債券、NCRPSおよびSDIのあらゆる公募に適用されます。

❖ 2012年に、ディアジオ・グループ（リレー有限責任株式非公開会社、ディアジオ公開有限責任会社および各社の関連当事者から成るグループ）が、ユナイテッド・スピリッツ有限責任会社（以下「USL」といいます）の株式に関する株式取得契約（以下においては「SHA」と称する株主間契約を含む契約）を、「UBグループ（ユナイテッド・ブリュワリーズ・ホールディング有限責任会社、キングフィッシャー・フィンヴェスト・インド有限責任会社および各社の関連当事者から成るグループ）と締結しました。このSHAは、UBグループに付与される限定的な拒否権や、株主間でのUSLに関する議決権に係る取決めについて定めたものです。当該取決めに基づく株主優先募集の実施後に、ディアジオ・グループによる任意株主優先募集が実施され、ディアジオ・グループとUBグループが保有するUSL株の比率が、それぞれ54.78%および4%となったため、SHA内の議決権に係る取決めが無益化されました。その後このSHAは、（いくつかの出来事を経て）2015年11月24日に失効しました。2018年9月6日付の命令をもって、SEBIは、特に、任意株主優先募集完了後のSHA失効前の段階でも、UBグループは、保有する拒否権を理由にUSLを共同支配できるのかどうかという問題について、慎重な判断を示しました。

SEBIは、UBグループの拒否権は保護的な性質の権利であり、UBグループがUSLを「支配」する根拠として解釈することはできないという見解と、拒否権が支配の根拠となり得るのは、拒否権が、会社の経営に関する意思決定プロセスを統括するのに十分な権利である場合に限られるという見解を示しました。またSEBIは、株主の限定的かつ保護的な権利を支配の根拠と同一視すると、上場会社の組織再編が繰り返される結果となるという見解も示しました。このため任意株主優先募集後のUSLについては、議決権に係る取決めについて定めた条項が失効した時点で、ディアジオ・グループが単独支配権を取得しました。一方、SHAが失効した2015年11月24日をもって支配者変更が起こったとみなされることはありませんでした。これについては、一般株主はすでに支配者として認識されている事実を踏まえると、ある者が共同支配者から離脱し、残った者が単独支配することとなったという事実を、2011年SEBI規則「株式の大量取得および公開買付」に基づく「支配者変更」としてみなすことはできないという見解も示されました。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 2018年8月29日に、SEBIは、価格に影響を及ぼす情報であるとSEBIがみなしている一定の情報を保有している状態でインド・マルチ商品取引所（以下「MCX」といいます）の株式を取引した Hariharan Vaidyalingam 氏（以下「被告」といいます）に対し命令²（以下「本件命令」といいます）を言い渡しました。SEBIは、被告は当該取引において実際には利益を得ていなかったまたは損失を回避していなかったことを踏まえ、本件命令をもって、2017年8月2日に被告に対して言い渡した暫定命令（特に、MCX株式の取引中に被告が回避した損失を補填するよう命じた命令）を破棄しました。一方インサイダー取引の罪については、SEBIは、インサイダー取引に関与した者が利益を得た／損失を回避したかどうかは無関係であることを明示し、本件命令の日から7年間は証券取引市場へのアクセスを控え、直接または間接的な有価証券の売買または取引を控えるよう被告に対し命じました。

❖ Shri H. R. Khan氏が議長のSEBI作業部会の提言に基づき、SEBIは、2018年9月21日に2つの通達（FPIが実施すべき、各受益所有者の識別および検証ならびにその結果の開示の方法に関する指針についての通達と、非居住者たるインド人、国外居住インド市民権保有者および居住者たるインド人がFPIの経営および支配に関与する場合に適用される適格性基準の取扱いに関する通達）を公表しました。

❖ 2018年9月11日に、SEBIは、2018年SEBI規則「有価証券の買戻し」（以下「新規則」といいます）条項を公表して旧1998年SEBI規則「有価証券の買戻し」（以下「1998年規則」といいます）を廃止しました。この新規則には、特に、本件会社法の該当条項と整合する条項が盛り込まれています。新規則には、当該整合に必要な条項に加えて、(i)「買戻実施期間」の定義（現状では、取締役会が、自社株の買戻しを承認するため議決を実施した日、または当該承認のための特別決議に係る郵便投票の結果が公表された日のいずれか該当する日から、買戻しのための募集に応じた株主に対し対価が支払われた日までの期間と定義されています）をより明確にする必要があることと、(ii)一定の例外の下で、当該規則に基づく手続要件の厳格な実施を裁量により軽減できる法的権限をSEBIに与えることを含むいくつかの主要な改正についても定められています。

❖ インド・マルチ商品取引所株式のインサイダー取引事件に関するSEBIの命令

❖ 顧客確認要件および対印間接ポートフォリオ投資家の適格性基準に関する通達

❖ 2018年SEBI規則「有価証券の買戻し」に盛り込まれた主な改正点

銀行業務および金融

❖ インド共和国政府に、小切手の不渡りに関する係争中の訴訟に関する意見が寄せられました。この訴訟においては、その最終判決が、上訴が提起され法的手続の停止が認められたという理由だけで遅れました。このため、インド共和国政府法務司法省は、2018年8月2日に、1881年インド共和国譲渡可能証券法（以下「NIA」といいます）を改正しました。以下は、主な改正の概要です。

- i. 新たに挿入された条項143Aに従い、NIAの条項138に定められている罪（口座内資金の不足などによる小切手の不渡りに関する罪）について審理する裁判所には、(a) 振出人が罪を認めていない場合には略式裁判または法廷召喚により、(b) その他の場合には振出人に対し有罪判決を言い渡すことにより、小切手額面の20%を超えない一時補償金を申立人に支払うよう小切手の振出人に対し命じる法的権限が付与されます。
- ii. 新条項148の挿入により、NIAの条項138に定められている罪を言い渡された振出人が提起した上訴の管轄上訴裁判所には、第一審裁判所が裁定した罰金または補償額の少なくとも20%に相当する額を預託するよう上訴人に対し命じる法的権限が付与されます。この条項には、この預託額はNIAの条項143Aに基づき上訴人が支払うべき一時補償金に加えて預託すべきものであると明記されています。

❖ 1881年インド共和国譲渡可能証券法の改正

インフラ

❖ インド共和国政府環境森林保護および気候変動対策省（以下「MOEF」といいます）は、2006年環境アセスメント公示（以下「EIA公示」といいます）を公表して、各プロジェクトが環境に及ぼす可能性のある影響を元に、プロジェクト案または既存プロジェクトの拡大／現代化に対し一定の制限を課しています。環境クリアランスを求めべきプロジェクトについては、関連当局が、その審査手続、範囲決定手続、パブリック・コメント募集手続および評価手続を経て評価し、その後、環境クリアランス申請を受理すべきか拒否すべきかを、該当する規制当局に対し明確な形で提言します。

❖ MOEFによる環境クリアランス付与条件の標準化

2 SEBIの第WTM/MPB/EFD-DRA-3/33/2018号命令。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 1963年インド共和国特定救済法の改正

2018年8月9日付の官公庁覚書（以下「**本件覚書**」といいます）をもって、MOEFは、専門家評価委員会（以下「**EAC**」といいます）が25の指定業界（特に、総合鉄鋼工場、海綿鉄工場、総合セメント工場、炭鉱（露天炭鉱と地下炭鉱の両方）、製薬および化学業界、沖合および陸地での石油およびガスの探査、開発および生産、ならびに工業団地を含みます）各社から求められている環境クリアランスについて検討する場合に適用される一定の標準条件を定めました。EACは、精査後に、プロジェクト固有の要件を踏まえて条件を修正、削除および追加することができます。本件覚書は、プロジェクトや業界ごとに異なる条件を統一し、EACやプロジェクト承認申請者に対し一般的な指針を示すためにMOEFが公表したものです。

❖ インド共和国政府は、2018年8月1日付の公示をもって、1963年インド共和国特定救済法（以下「**1963年法**」といいます）の改正法となる2018年インド共和国（改正）特定救済法（以下「**本件改正法**」といいます）を公表しました。しかし、本件改正法の条項が発効する日についてはまだ公示されていません。

1963年法では、特に、契約当事者は、契約不履行により損害を被った場合、特定履行を請求できると定めています。以下は、本件改正法をもって公表されたいくつかの主要な改正点です。

- i. **特定履行**：1963年法では、特定履行請求は一定の状況の下で裁判所がその裁量により認定できる限定的な救済であると定めていました。一方本件改正法では、裁判所に対し、一定の例外的な状況を除いては原則として特定履行請求を認定できる権限を付与しています。以下の表は、裁判所が特定履行請求を認定しない状況が1963年法改正の前と後でどのように異なるかを大まかに比較した結果です。

改正前	改正後
賠償請求が適切な救済となるような不履行が生じた契約の場合	この状況では特定履行請求が認められます
裁判所が重要な条項の特定履行を強制できないような綿密なまたは多くの詳細を含む契約の場合、不履行当事者の意思に大きく依存する契約の場合、またはその内容を踏まえると、裁判所が重要な条項の特定履行を強制できないような契約の場合	この状況では特定履行請求が認められます
不履行当事者の個人的資質に大きく依存する契約であって、裁判所が重要な条項の特定履行を強制できない契約の場合	この状況では引き続き特定履行請求は認められません
確定可能な性質の契約である場合	この状況では引き続き特定履行請求は認められません
その履行に、裁判所が監督できない継続的な義務の履行が含まれるような契約の場合	この状況では引き続き特定履行請求は認められません

- ii. **代替履行**：本件改正法は、不履行の影響を受けた当事者に対し、第三者または自らの代理人による該当履行の代替を手配し、この代替履行に伴う費用の負担を不履行当事者に対し求めることを選択できる権利を付与しています。代替履行を請求すると、特定履行は請求できなくなります。ただし、影響を受けた当事者の賠償請求権は影響を受けません。
- iii. **インフラ・プロジェクト**：本件改正法には、1963年法の適用対象となるインフラ・プロジェクトについて大まかに説明した付表が追加されました。具体的には、(i) 輸送インフラ、(ii) エネルギー・インフラ、(iii) 水道および衛生インフラ、(iv) 通信インフラ（電気通信インフラなど）および (v) 社会および商業インフラ（低価格住宅インフラなど）が適用対象となります。
- iv. **差止め**：本件改正法は、差止めを認めるとインフラ・プロジェクトの進行または完了に妨げまたは遅れが生じることとなる場合、裁判所は当該インフラ・プロジェクトに関する契約の差止めを命令できないと定めています。
- v. **特別裁判所**：本件改正法は、州政府に対し、関連高等裁判所長官と相談して、1つ以上の民事裁判所を、1963年法に基づきインフラ・プロジェクトに関する事件を取り扱う特別裁判所に指定することを求めています。該当する事件は、被告への召喚状送達日から12か月（最大6か月まで延長可能）以内に処理される必要があります。
- vi. **専門家**：本件改正法には、専門家の意見が必要となる可能性がある訴訟に専門家を関与させる権限が裁判所に付与される根拠となる条項が挿入されました。裁判所では、専門家の所見や意見などを精査できます。



❖ 2018年7月19日に、インド共和国政府通信省電気通信庁（以下「TRAI」といいます）は、未承諾商業的通信（よく知られているのは「スパム」）を減らすため、2018年TRAI規則「商業的電気通信における顧客選好に関する規則（以下「顧客選好規則」といいます）を公示しました。顧客選好規則は、特に、(i) 差出人（企業やテレマーケティング会社）を電気通信サービス・プロバイダーとして登録し、身元不明の事業者が詐欺的なまたは疑わしい内容の電話を顧客にかけたり、当該内容のメッセージを顧客に送ったりできないようにすること、(ii) ワンタイム・パスワード、残高照会、搭乗便に関するお知らせ、特別オファーといった事項に関するメッセージをその種類別に分けることを目的として、ヘッダー（すなわち、商業的通信の差出人に付与される英数字の文字列）を登録すること、ならびに (iii) 商業的通信の受信同意や、既存の同意の取消しを購読者が完全に制御できるようにすることについて定めています。加えて、販促メッセージが取引メッセージに意図的に混入されることを防ぐため、メッセージ送受信サービスや音声通信サービスを提供する場合には、いずれも登録済みのテンプレートを使用すべきであるという概念が公表されました。

この顧客選好規則には、商業的通信の送信に関する法令の遵守を確実にするために電気通信サービス・プロバイダーが実施すべき「分散型元帳技術」（またはブロックチェーン技術）の導入に関する特筆すべき定めも盛り込まれています。電気通信サービス・プロバイダーは、いずれも、顧客への商業的通信の配信を規制できるエコシステムや所定の機能を開発する必要があります。

❖ TRAI は、2018年7月5日に公表した2018年TRAI（改正）規則「電気通信相互接続」をもって、特に、2018年TRAI規則「電気通信相互接続」の特定条項を改正しました。主な改正点には、(i) サービス・プロバイダーは、依頼日から60日後の時点で相互接続点（以下「PoI」といいます）の能力使用率が85%を超える可能性が高いと予想される場合にはPoIにポートを追加するよう他のサービス・プロバイダーに依頼できる点、(ii) 相互接続の開始に必要なポートの供給や、PoIへのポート追加に関する期間が42営業日に拡大された点、(iii) サービス・プロバイダーは、いずれも、相互接続サービス・プロバイダーに対し、6か月ごとに、今後6か月における、各PoIでの送信データ・トラフィック集中時間帯予測を提示する必要があり、最初の予測は、改正日から60日以内に提示し、その後は毎年4月1日と10月1日に提示する必要がある点、ならびに (iv) 2018年2月1日以降に提供されるすべてのポートについても、同日以前より当該ポートに適用されている条件に従ってポート使用料やインフラ使用料を支払い続ける必要がある点が含まれています。

❖ 2016年に、インド共和国政府通信省電気通信庁（以下「DoT」といいます）は、通信事業者への免許交付とサービス提供の分離を促すことを目的として、仮想通信事業者に対する統合免許付与に関する指針（以下「統合免許指針」といいます）を公表しました。この指針に基づき、1年間有効のカテゴリーBライセンスが発行され、その後この有効期間は随時延長されました。

2018年8月31日付の公示をもって、DoTは、仮想通信事業者（以下「VNO」といいます）に新カテゴリーの免許（すなわちUL（VNO）カテゴリーB）を交付するために必要な改正を指針に加えしました。既存のカテゴリーB免許保有者は、2018年8月31日から6か月以内であれば新免許の交付を申請でき、これを怠ると、既存の免許は失効します。新免許の有効期間は10年です。免許交付手数料の合計額は、各手数料の累計額でなければならず、7,500万ルピー（約101万米ドル）が上限となります。

新免許には、(i) VNOをネットワーク・サービス事業者（以下「NSO」といいます）または電気通信サービス・プロバイダーの拡張として取り扱い、VNOが他のNSOのネットワークと相互接続する機器を設置することは認めないという特徴、また (ii) 申請者が、インターネット・サービス免許といった1つ以上の追加サービスの免許と合わせて免許交付を申請できるようにするという特徴を含む基本的な特徴があります。改正指針に盛り込まれている主な新免許交付要件には、(i) 申請者は、関連州法「州内店舗および営業施設」に基づき登記されているインドの会社、パートナーシップ・ファームもしくは組織、またはアクセス・サービス・カテゴリーBライセンス保有法人でなければならないという要件、(ii) 単一の申請者が申請できる免許は1つのみであるという要件、(iii) 申請者の外資比率合計には、既存の対印直接投資政策が適用されるという要件、(iv) サービス分野あたりのVNO免許保有者数に制限はないという要件、また (v) 同じサービス分野の事業体である (a) VNO またはその発起人等と、別のNSO（当該VNOの親会社であるNSOは除く）またはその発起人等、(b) NSOのアクセス・システム用周波数を用いてアクセス・サービスを提供する権限のある、VNO またはその発起人等と、別のVSO またはその発起人等VNOが互いの受益権を直接または間接的に持ち合うことは認められないという要件があります。

❖ TRAIが2018年TRAI規則「商業的電気通信における顧客選好に関する規則」を公示

❖ TRAIが電気通信相互接続規則を改正

❖ インド共和国政府通信省電気通信庁が（仮想通信事業者に対する）統合免許付与に関する指針を公表



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

- ❖ TRAIが放送およびケーブル・サービスに関する料金施行令、相互接続規則およびサービス品質規則を施行

メディア

❖ 2017年3月号のInter alia…でもお伝えしたとおり、TRAIが2017年3月3日に公表した、2017年（第八改正）TRAI規則施行令「電気通信（放送およびケーブル・サービス）の相互接続（アドレスサブル・システム）料金」（以下「**料金施行令**」といいます）および2017年TRAI規則「電気通信（放送およびケーブル・サービス）の相互接続（アドレスサブル・システム）」（以下「**相互接続規則**」といいます）に対しては、Star IndiaとVijay Televisionが、マドラス高等裁判所にて異議を申し立てました。このためTRAIは、料金施行令、相互接続規則ならびに2017年TRAI規則「電気通信（放送およびケーブル・サービス）におけるサービス品質および視聴者保護（アドレスサブル・システム）」（以下「**サービス品質規則**」といいます）の施行を停止しました。今のところ、相互接続規則および料金施行令の有効性は、一連のチャンネルに関する割引については15%を上限とするという条項を除いて、マドラス高等裁判所により支持されています。TRAIの2018年7月3日付プレスリリースに記載されているとおり、現在では、2018年7月3日より料金施行令、相互接続規則およびサービス品質規則の効力が生じているため、料金施行令、相互接続規則およびサービス品質規則に定められているあらゆる期限は、同日を開始日とする期限としてみなされています。

しかし、Star Indiaが本件に関して提起した特別上訴許可申請は、依然として、最高裁判所にて審理されています。

税金

- ❖ 簿価を下回る額での株式買戻しは所得税課税対象とみなされないという事実

❖ 所得税法上級審判所（以下「**ITAT**」といいます）のムンバイ法廷は、最近言い渡した判決³において、インドの会社による株式の買戻しに対する1961年インド共和国所得税法（以下「**ITA**」といいます）の条項56(2)(viiia)⁴の適用可能性に関する見解を示しました。条項56(2)(viiia)は、特に、公正市場価格を下回る対価で株を取得した場合、取得者は、（一定の例外の下で）当該公正市場価格のうち、対価を超過している部分について税金を納める必要があると定めています。この場合の公正市場価格とは、取得した株式の純資産価額をいいます。ITATは、条項56(2)(viiia)は株式が取得者の「財産」となる場合（取得者が他社の株式を取得する場合）に限り適用され、取得者が自社株を取得する場合には適用されないという見解を示しています。株式を買い戻す場合、会社は、減資により消却される自社株を購入することとなるため、「取得者の財産となる場合」という基準が満たされません。このためITATは、条項56(2)(viiia)は株式の買戻しには適用されないという見解を示しています。

- ❖ 特定の国外発行ルピー建債券に伴う利息収入の免税

❖ ITAは、現在、インドの会社/REIT/InVTがルピー建て債券の発行によりインド国外から借り入れた資金について支払うべき利息については、（2020年6月30日まではいつでも）所定の条件や利息の上限に従い5%の税金（に該当する課徴金および租税を加えた額）を納める必要があると定めています。インドでは現在、国内への外資流入を増やす手段として、このような借入れをより一層奨励しています。2018年9月17日付のプレスリリースをもって、インドの会社/REIT/InVTがインド国外で発行したルピー建て債券に関する発行によりインド国外から借り入れた資金について非居住者たる会社/外国会社に対し支払うべき利息については、2018年9月17日から2019年3月31日までの期間中に限り免税とする措置が公表されました。このため、当該債券に関する支払利息については、いかなる税も控除されません。また上記プレスリリースには、この点に関する法改正も適正な手続を経て実施される予定であると定められています。

- ❖ 2018年10月1日より、電子商取引事業者は1%のGSTを徴収する必要あり

❖ 物品サービス税（以下「**GST**」といいます）法には、代理店でない電子商取引事業者（以下「**ECO**」といいます）⁵は、商品の対価を自ら徴収する場合、他のベンダーがECOを通じて販売する課税対象品の純額を課税標準とする源泉徴収税（以下「**TCS**」といいます）を徴収する必要があると定めています。GST自体は、2017年7月1日以降課税されていますが、TCSに関する条項の施行は中断したままになっています。このためインド共和国政府財務省所得税庁間接税および関税中央委員会が、2018年10月1日に、TCSに関する条項を公示しました。さらに、TCSの税率は1%（州内販売の場合は0.5%の国税GSTと0.5%の州税GSTの合計で、州際販売の場合は1%の総合GST）になると公示されました。このためECOは、2018年10月1日より、自社を通じて販売される課税対象品の純額を課税標準とする1%のTCSを徴収する必要があります。

3 「Vora Financial Services Private Limited 社対ACIT」事件判決（ITA事件判決第532/Mum/2018号）。

4 条項56(2)(viiia)は、2017年4月1日をもって、ITAの条項56(2)(x)に置き換えられました。

5 ECOとは、GSTの定義によると、電子商取引に必要となるデジタルのまたは電子的な施設またはプラットフォームを所有、運営または管理している者をいいます。GST法では、一元的な登録について定めていないため、（国内外の）どのECOも、2018年10月1日までに、ベンダーがECOを通じて物品を販売する可能性がある各州のGST管轄当局に登録する必要があります。

知的財産

❖ 米国でSkechersブランドのフットウェアを展開している Skechers Inc. (以下「Skechers」といいます)が、被告は Skechers GOwalk3 製品の酷似品/レプリカの商取引に従事しているとして、デリー高等裁判所 (以下「デリー高裁」といいます) にて、トレード・ドレス侵害、詐称通用、希釈化、不正競争などを訴因とする民事訴訟⁶を、フットウェアの現地メーカーである Pure Play Sports 社と他の小売業者に対し提起しました。2016年5月25日に、デリー高裁は、被告の行為を暫定的に禁じるための差止命令を言い渡し、現地監察官を任命して被告の施設から侵害品を押収しました。

被告が、最近設けられた2015年インド共和国商事裁判所ならびに高等裁判所の商事専門部および商事控訴部に定められている期間内に出席せず、抗弁手続の場で訴答書を提出しなかったため、すべての被告に与えられていた、自らの主張が記載されている書面を提出できる権利の失効が言い渡され、デリー高裁は、Pure Playを除く被告に対する法的手続を一方向的に進めました。前述の事実を踏まえ、デリー高裁は、Skechersの主張を支持する形で、被告に対し侵害品処分の略式命令と費用負担命令を言い渡し、訴訟当事者に対し長く煩雑な公判への出席を強いても何も得られないという確証が得られている状況では、裁判所は、たとえ当事者から命令の申請がない状況であっても、訴訟において略式命令を言い渡す法的権限を有するという見解を示しました。その後 Skechersは、2018年デリー高等裁判所第一審規則 (以下「DHC規則」といいます) の第23章と併せて読むべきインド共和国民事訴訟手続法の条項35、35A および 35B に基づく申請書を、詳しい費用明細書を添えて提出し、自社に支払われる予定の法的手続費用の定量化を請願しました。Skechersによるこの申請は、DHC規則に基づく申請としては初めての種類の申請でした。

裁判所は、前述の費用の算定にあたり、主に、(i) 訴訟における司法手続にかかった時間、(ii) 召喚状の送達または各種努力において生じた遅れ、(iii) いずれかの当事者が、取るに足らない問題の提起または不要な異議申立てにより引き起こした遅れ、(iv) いずれかの当事者が、証拠書類開示手続に応じなかったか、質問手続における回答を拒んだ事実、(v) 事実/書類の誤った否認により公判が不当に引き延ばされた程度、(vi) 法的手続における金銭的なまたはその他の利害関係、(vii) 任務の実行に伴い生じた費用、また (viii) 裁判所が適当かつ妥当だとみなした他の費用を考慮しました。さらに、DHC規則の規則2に基づき、裁判所の訴訟費評定官/合同補助裁判官 (以下「JR」といいます) に対し、提出された証拠書類の内容を正しく評価して費用を考慮、裁定および定量化する権限が付与されました。

JRは、Skechersから提出された費用明細書を精査した後に、Skechersに支払うべき費用の額を8,698,173ルピー (約118,000米ドル) と裁定しました。Pure Playは、JRの命令に対し、判決に向け現在審理中の上訴を裁判所内で提起しました。しかし、Skechersの請願の実施は認められているため、裁判所は、Pure Playに対し、その資産について開示し、次の審理日には裁判所に出廷するよう命じました。

この事件は、2つの点で重要な先例となっています。1つ目は、裁判所はたとえ書面による申請がない状況であっても自主的に略式判決/命令を言い渡す法的権限を有することが明示されたという点です。2つ目は、(知的財産に関する問題において金銭的な制裁を科すことに消極的であるという裁判所の一般的な傾向は侵害者の間での共通認識であったため) JRが費用を定量化する仕組みが採用され、訴訟当事者による手続引延ばし/作戦の阻止に裁判所が本気で取り組んでいる事実が明示されたことです。このことにより、裁判所の差止命令により差し止められるまでは違法行為を継続して利益を得られると考えていた侵害者の行為を効果的に抑止/抑制できる可能性があります。

AZBは、デリー高裁にてSkechers側の代理人を務めています。

訴訟

❖ インド最高裁は、「K. S. Puttaswamy (退官) 判事およびその他1名対旧インド連邦およびその他関係者」事件⁷[1]において、2016年インド共和国アドハー制度法「対象者への金銭的なおよびその他の補助、給付およびサービスの支給」(以下「アドハー制度法」といいます)の合憲性は支持したものの、IDと銀行口座、携帯電話番号および入学許可の紐付けに関する条項を含む一定の条項については否認しました。この判決は、4対1の賛成多数で可決されました。

この多数決においては、主に以下のような見解が示されました。

- i. アドハー制度法は、小さな政府、優れた統治および合憲的であるという信頼を実現するという構想に合致するものであり、監視国家を創出するためのものではありません。同法は、インド共和国憲法 (以下「インド憲法」といいます) の条項21に基づくプライバシー権を侵害



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

❖ 手続引延ばし/作戦を阻止するため、デリー高等裁判所が、商標侵害訴訟の被告に対し訴訟費用の支払いを命令

6 「Skechers USA Inc. II v Pure Play Sports」事件 (デリー高等裁判所2016年度 (商事) 事件第573号)。

7 [1] 2012年度 (民事) 礼状請願第494号に係る2018年9月26日付判決。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

するものではなく、正当な国家の目的（すなわち、社会的給付が、給付を必要としているコミュニティーに確実に届くようにすること）の達成に資するものです。

- ii. アドハー制度法を「財政法案」として可決することは、アドハー制度法の中核条項である条項7を根拠に支持されており、インド憲法の条項110（「財政法案」の定義が定められている条項）に定められている条件も満たしています。
- iii. 認証記録は6か月を超えて保管されません（アドハー制度法の下では6年保管する必要があります）。
- iv. 何者かがある個人の情報の開示を求めた場合には、その個人に対し意見を述べる機会が与えられます。いずれかの法人／自然人が、ある個人との間で交わっていると主張している合意を根拠に認証サービスを請求することを可能にする条項は、民間事業者による個人の生体情報や人口統計学的情報の商業利用につながるため、違憲な条項として無効化されました。
- v. 税申告書を提出したり、納税者番号を割り当てたりする際にはアドハー番号を引用するよう義務付けている、1961年インド共和国所得税法（以下「IT法」といいます）の条項139AAが支持されました。
- vi. B. N. Srikrishna（退官）判事を委員長とする委員会の報告書と必要な修正の内容に基づく制定の形で、強固なデータ保護制度を設ける必要があります。2018年インド共和国個人データ保護法案の特筆すべき主要な事項については、<https://www.azbpartners.com/bank/the-personal-data-protection-bill-2018/>に掲載されている、幣所の2018年8月3日付 Client Alertをご覧ください。

D. Y. Chandrachud 判事は、前述の多数決の内容に異議を唱え、アドハー制度法はインド憲法条項110（1）に定められている財政法案の要件を満たしていないため違憲であるという見解を示しました。また判事は、アドハー制度法に含まれている他のいくつかの欠点を明示しながら、アドハー制度法はプライバシー権を含むいくつかの基本的な人権を侵害しているという見解も示し、インド共和国政府に対して、アドハー法に基づき収集されたデータが破棄されるか、何らかの目的に使用されるまでに、本判決の内容と整合する新法の制定手続を開始するよう命じました。インド共和国政府が1年以内に当該新法を制定できない場合、データは破棄すべきだと明示されています。

❖ 仲裁裁定の破棄申請審査において、裁定人の記録以外の証拠を検証する必要性

❖ インド共和国最高裁判所は、「Emkay Global Financial Services Limited 社 対 Girdhar Sondhi」事件⁸における2018年8月20日付の判決をもって、当事者は1996年インド共和国仲裁調停法（以下「**本件仲裁法**」）といいますが）の条項34に基づき提起された法的手続において証拠を提出できるのかどうかという点に関する見解を示しました。「Fiza Developers & Inter-Trade Private Limited 対 AMCI (India) Private Limited.」事件⁹における判決に依拠する形で、最高裁判所は、特に、当事者から、本件仲裁法の条項34(2)(a)に定められている無能力に関する「証拠が提出」されているかどうかについて確かめる場合、裁判所は、裁定人の面前で作成された法的手続の記録以外の情報を検証する必要はないという見解を示しました。仲裁手続の記録には記載されていない、問題についての判断と関係のある事項が存在する場合、当該事項は、本件仲裁法の条項34に基づく法的手続において当事者が提出する宣誓供述書により裁判所に提出することができます。また裁判所は、当該宣誓供述書の宣誓者に対する反対尋問はどうしても必要でない限り認められないという見解も示しました。

❖ マドラス高等裁判所が示した、仲裁合意に署名していない者も「グループ会社」の法理に基づき仲裁の当事者となる可能性があるという見解

❖ マドラス高等裁判所（以下「**マドラス高裁**」）といいますが）小法廷は、「SEI Adhavan Power Private Limited および その他1名 対 Jinneng Clean Energy Technology Limited および その他関係者」事件¹⁰における2018年7月23日付判決をもって、仲裁合意に署名していない者も「グループ会社」の法理に基づき仲裁の当事者となる場合があるという見解を示しました。AZB & Partnersは、Jinneng Clean Energy Technology Limited（以下「**Jinneng**」）といいますが）側代理人として本件を勝訴に導きました。

Jinneng と SunEdison Energy Holding (Singapore) Pte Ltd.（以下「**SunEdison Singapore**」）といいますが）は非売却合意（以下「**NDU**」）といいますが）の当事者でした。NDU違反が生じたため、Jinneng は、SunEdison Singapore と、いずれも NDUには署名していないSEI Adhavan Power Private Limited（以下「**SEI**」）といいますが）および SunEdison Solar Power India Private Limited（以下「**SunEdison India**」）といいますが）に対する仲裁手続を提起しました。このため SEI と SunEdison India は、各社は NDU に署名していないため、当該 NDU に基づく仲裁合意には拘束されないことを根拠に、マドラス高裁に対して仲裁手続の差止めを求めるための訴訟を提起しました。

8 「Emkay Global Financial Services Ltd. 対 Girdhar Sondhi」事件（2018年度オンライン最高裁事件判例集の最高裁事件第1019号）。

9 「Fiza Developers & Inter-Trade Pvt. Ltd. 対 AMCI (India) Private Limited」事件（2009年度最高裁事件判例集第17巻796頁）。

10 2018年度第一審上訴第170号から第175号および第206号から第210号に係る2018年7月23日付判決（マドラス高等裁判所）。



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

マドラス高裁 (の単独小法廷) は、単一経済実体の構成会社 (すなわち、SunEdison グループ会社) である SEI、SunEdison India および SunEdison Singapore の間には「互いに関係のある会社であるという本質」があるため、各社間での取引は、いずれも同一プロジェクトに関する取引となることを根拠に、SunEdison India と SEI は、当該NDUに基づく仲裁の当事者としてみなされるとの見解を示しました。マドラス高裁は、「Chloro Controls India Private Limited 対 Severn Trent Water Purification Inc. およびその他関係者」事件¹¹における最高裁判所の判決にも言及および依拠し、特に、ある会社が交わした仲裁合意は、合意に署名していないその会社のグループ会社も拘束する可能性があるという見解を示しました。

❖ 「Shriram EPC Limited 対 Rioglass Solar SA」事件¹²において、インド最高裁が、印紙税の滞納により、インドでは強制できない外国での仲裁裁定が言い渡されることはないという見解を示しました。最高裁判所は、1889年インド共和国印紙税法 (以下「**本件印紙税法**」といいます) の発効日から今日までの間に外国で言い渡された裁定は本件印紙税法の付表 I 項目 12 に定められている「裁定」に含まれないという見解を示しました。

またインド最高裁は、本件印紙税法の経緯や、かつて存在した1882年インド共和国民事訴訟手続法および1899年インド共和国仲裁法の条項を振り返りながら、本件印紙税法に定義されている裁定とは、英領インド帝国の領土にて言い渡された裁定であって、訴訟の過程で裁判所がその命令により言及した内容に従い言い渡されたものではない裁定のみをいう、と結論付けました。したがって、藩王国または外国で言い渡された裁定は、英領インド帝国における訴訟の手段として強制される場合、本件印紙税法の付表 I 項目 12 に定められている「裁定」に相当しません。この事実を踏まえ、最高裁判所は、本件仲裁法の制定後においてもこの立場に変わりはないため、外国での裁定を根拠に本件印紙税法に基づく印紙税の納付責任が生じることはないという見解を示しました。

❖ 2018年5月3日に2018年インド共和国 (改正) 商事裁判所ならびに高等裁判所の商事専門部 および商事控訴部法 (以下「**本件改正法**」といいます) が発効し、2015年インド共和国商事裁判所ならびに高等裁判所の商事専門部および商事控訴部法 (以下「**2015年法**」といいます) が改正されました。2015年法には、(i) 商事裁判を提起できる訴因の価額を1,000万ルピー (約135,000米ドル) から30万ルピー (約4,000米ドル) に引き下げることや、(ii) 喫緊の暫定的な救済が目的でない訴訟は、訴訟提起前の調停による救済の手段が尽きた場合でなければ提起できないこととすることを含むいくつかの重要な改正が加えられました。

❖ 外国での仲裁裁定のインドでの強制により印紙税の納付義務が生じることはない事実

❖ 2015年インド共和国商事裁判所ならびに高等裁判所の商事専門部および商事控訴部法の改正

その他

❖ インド共和国政府は、2018年8月1日に、経済犯罪者がインドの裁判所の管轄外へ逃亡し、法的手続を不法に免れることを阻止するための、2018年インド共和国逃亡経済犯罪者取締法 (以下「**経済犯罪者取締法**」といいます) を公示しました。経済犯罪者取締法を施行するための、2018年インド共和国逃亡経済犯罪者取締法施行規則「**搜索および逮捕**」も、2018年8月24日発効の規則として公示されました。経済犯罪者取締法の主な条項は以下のとおりです。

❖ インド共和国政府が逃亡経済犯罪者取締法を公示

- i. 「逃亡経済犯罪者」とは、所定の罪 (被害額が10億ルピー (1,350万米ドル) を超える罪) を犯したとして逮捕令状の発行を受けた個人であって、訴追を免れるために国外に逃亡しているか、帰国して訴追されることを拒んでいる個人をいいます。
- ii. ある者に対する訴状が提出され、その者が、特別裁判所からの通知後も出廷しない場合、その者は、「逃亡経済犯罪者」と宣言されます。逃亡経済犯罪者の財産は、特別裁判所が期間を延長しない限り、180日間差し押さえられます。この財産は、法的手続の結果、該当者は逃亡経済犯罪者でなかったと認定されれば該当者に戻されます。
- iii. 特別裁判所には、「逃亡経済犯罪者」として宣言された者の財産であって、(i) 犯罪の収益源である財産、(ii) インド国内外のベナミ取引対象財産、および (iii) インド国内外の他の財産を、負担のない状態で没収する権利が与えられますが、それが犯罪の収益源であると知らなかった善意の受益者である第三者が保有している財産については没収を免除する権限も与えられます。

11 「Chloro Controls India Private Limited 対 Severn Trent Water Purification Inc. およびその他関係者」事件 (2013年度最高裁判所判例集第1巻641頁)。

12 2018年度民事上訴審第9515号に係る2018年9月13日付判決 (インド共和国最高裁判所)



AZB & PARTNERS
ADVOCATES & SOLICITORS

Inter alia...

◆
VC Circle, 2018, 2017, 2016 & 2015 において
Law Firm of the Year を受賞

◆
India Business Law Journal, 2018 & 2017 において
Law Firm of the Year | Best Overall Law Firm of the Year を受賞

◆
Corporate USA Today – Law Awards 2018 において
Best Law Firm of the Year – India を受賞

◆
ALB SE Asia Law Awards, 2018 において
India Deal Firm of the Year を受賞

◆
Corporate INTL, 2018 において
Law Firm of the Year in India を受賞

◆
AsiaLaw Profiles, 2018 において
Outstanding Law Firm of the Year, India | Corporate and Mergers & Acquisitions
Highly Recommended Law Firm of the Year を受賞

◆
Thomson Reuters' Emerging Markets M&A Legal Rankings, Q1 2018 の
Indian M&A Announced Deals League Table by Value and Volume において
1位を受賞
Indian M&A Completed Deals League Table by Value and Volume において
1位を受賞

◆
Bloomberg's Global M&A, Legal Rankings, Q1 2018 の
Indian M&A Announced Deals League Table by Deal Value and Deal Count において
1位を受賞

◆
Mergermarket's Global and Regional M&A, League Tables of Legal Advisors, Q1 2018 の
Indian in the M&A Rankings by Deal Value and Deal Count において
1位を受賞

◆
Mergermarket's Global and Regional M&A, Legal Rankings, Q1 2018 の
M&A Announced Deals League Table by Deal Value and Deal Count
for India and Asia (excl. Australasia & Japan) において
1位を受賞

◆
Venture Intelligence League Tables of Legal Advisors, 2017 の
PE and M&A Rankings by Deal Count and Deal Value において
1位を受賞

◆
Chambers Asia-Pacific Awards, 2017 において
Client Service Law Firm of the Year を受賞

◆
International Legal Alliance Summit Awards, 2017 において
Best Indian Law Firm を受賞

◆
RSG Top 40 Indian Law Firms Ranking, 2017 において
1位を受賞

◆
Legal Era Awards, 2016 において
Best National Corporate Law Firm | Best Overall National Law Firm of the Year を受賞

◆
Corporate INTL, 2016 において
M&A Law Firm of the Year を受賞

より詳しい情報や法律に関する最新情報については下記をご覧ください：

<https://www.azbpartners.com/knowledge-bank>

免責事項： このニュースレターは、特定の方へのみ配付するものですので、再配付はお控えください。このニュースレターを複製、頒布、複写、公開、修正、配布、および/または公表することは固く禁じられています。このニュースレターは、広告または勧誘を目的に発行するものではありません。このニュースレターの内容は、情報提供のみを目的とするものであり、専門家の助言に代わるものではありません。このニュースレターの内容を信頼したり、このニュースレターに含まれている情報を元に何らかの決定を下したりする前には、必ず専門家へ相談して、各事件に固有の状況を踏まえて提示される法的な助言を得てください。AZB & Partners は、皆様がこのニュースレターに含まれている情報を元に活動した事、または活動を控えたことにより生じた結果について、いかなる責任も負いません。

また、このニュースレターに心当たりのない場合には、お電話 (+91 22 6639 6880) にてお知らせください。

Copyright © AZB & Partners. All rights reserved. AZB & Partners から書面による事前承認を得ることなくこのニュースレターの内容をキャッシング、委託、または他の方法で、複製および再配布することは明示的に禁止されています。なおこのニュースレターに関するご質問は、電子メールにて < editor.interalia@azbpartners.com > までお寄せください。